

# 「はかり」を正しく使いましょう!

## 定期検査を受けましょう

取引・証明に使用する「はかり」は、**2年に1回、市が行う定期検査を受けなければいけません。**  
対象事業所は、食料品の卸・販売事業所、運送業、医療機関(薬用・体重計)、学校(体重計)などです。



適正計量管理事業所として「はかり」を自主管理しているところや、計量士による検査(代検査)を受けている場合は、市が行う定期検査は免除されます。

※検定証印、基準適合証印、合格シールが無い「はかり」で取引・証明用として使用されているものがあれば、市の計量担当部署へご連絡ください。

## 「はかり」を正しく使いましょう

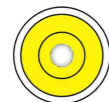
### ① 「はかり」の設置

安定が良く、風や振動がないところで、水平に設置する。

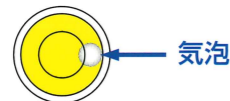
ポイント

「はかり」についている水平器で水平をチェック!!

正常



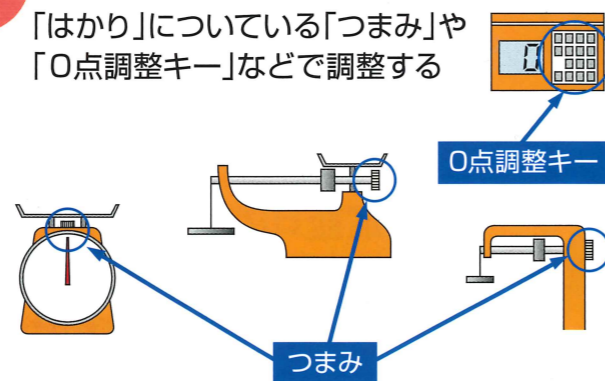
不良



### ② ゼロ点を確認しましょう

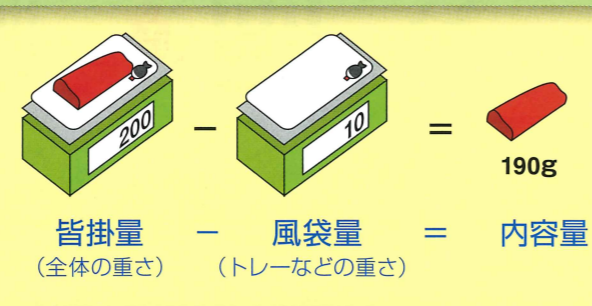
ポイント

「はかり」についている「つまみ」や「0点調整キー」などで調整する



### ③ 風袋引きを行いましょ

トレーやラップ、薬包紙などの「風袋(ふうたい)」の重さは商品の内容量に含まれません。常に風袋の重さを把握し、「はかり」による風袋引きなどを使用して適切に計量しましょう。



### ④ 自然減量に注意しましょ

商品の中には、時間が経つと水分の蒸発により内容量が減少するものがあります。こまめな計量を心掛けましょ。

# 商品の計量に関する制度

## 特定商品と量目公差

計量法では、食料品や日用品などで、販売者・消費者相互において計量販売意識が強い商品や、計量販売が定着している商品(精米、食肉、野菜、魚介類など29種類の商品)が「特定商品」とされ、その「特定商品」については「量目公差」が定められています。「量目公差」は計量における誤差の範囲として法律で定められたものです。

## 特定商品と表記義務

「特定商品」のうち、指定された商品について、密封して販売する時は、正しい単位記号を使用して内容量を表示し、詰込者、販売者の氏名(名称)、住所を表示しなければいけません。

## ◆特定商品と量目公差(抜粋)

① 第1種量目公差			② 第2種量目公差		
商品の表示量(取引量)		公差	商品の表示量(取引量)		公差
5g以上	50g以下	-4%	5g以上	50g以下	-6%
50gを超え	100g以下	-2g	50gを超え	100g以下	-3g
100gを超え	500g以下	-2%	100gを超え	500g以下	-3%
500gを超え	1kg以下	-10g	500gを超え	1.5kg以下	-15g
1kgを超え	25kg以下	-1%	1.5kgを超え	10kg以下	-1%

(表示量の単位がmlの場合を含む)

※①、②の表中、パーセントで表される誤差は、表示量に対する百分率

特定商品 (量目公差が定められている商品)	正味量表記義務商品 (左のうち密封したときに量目表記等が必要な商品)	量目公差 の種類別	量目公差が適用 される取引量の上限
1. 精米及び精麦	左に掲げるもの	①	25kg
2. 豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの (2)加工品	(1)左に掲げるもの (2)左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	①	10kg 5kg
3. 米粉、小麦粉その他の粉類	左に掲げるもの	①	10kg
4. でん粉	左に掲げるもの	①	5kg
5. 野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り) (4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(1)左のうち該当するものなし (2)左に掲げるもの (3)左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く) (4)左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	② ① ② ①	10kg 5kg又は5L 5kg 5kg
6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り) (3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(1)左のうち該当するものなし (2)左に掲げるもの (3)左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーメイド、果実バター並びに乾燥果実	② ② ①	10kg 5kg 5kg
7. 砂糖	左に掲げるもののうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	①	5kg
8. 茶、コーヒー及びココアの調製品	左に掲げるもの	①	5kg
9. 香辛料	左に掲げるもののうち、破砕し、又は粉砕したもの	①	1kg
10. めん類	左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	②	5kg